最終更新日：2015年12月10日

株式会社メルコホールディングス
代表取締役社長　牧 寛之
問合せ先：社長室 050-5830-8865
証券コード：6676

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、かねてより、すべての役員、従業員は企業活動のあらゆる場面において、法令その他の社会規範を遵守し、「Fair＆Open」を全従業員の行動規範としてまいりました。当社グループは、株主、取引先、地域住民、従業員などすべてのステークホルダーとの関係を重視し、社会から必要とされる企業グループとして、永続的な発展を目指しております。そのため、コーポレート・ガバナンスを強化し充実することは、的確な意思決定と迅速な業務遂行、また、透明性の高い企業体質を醸成していくためにも重要な経営課題であると認識しております。
当社グループは変化の激しい業界にあるため、ことさら迅速な判断と行動力が要求されます。そのため取締役会の経営判断と行動の結果責任を明確化する目的で取締役の任期を1年としております。取締役会は、社外取締役2名を含む6名（2015年6月12日現在）、監査役会は、社外監査役3名を含む4名（2015年6月12日現在）で構成しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

本欄に記載すべき事項はありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】（いわゆる政策保有株式）
□上場株式の政策保有に関する方針
・当社は、中長期的な企業価値を向上することを目的として、取引先等との事業上の関係を維持・強化する為に、取引先等である上場会社の株式を保有することがあります。
・政策保有株式については、毎年、取締役会にて主要な保有株式の株価下落等の保有リスクおよび事業上の関係を維持・強化することにより見込まれるリターンを勘案し、保有の継続もしくは解消を検討することとしています。

□政策保有株式に係る議決権行使基準
・議決権行使にあたっては、短期的な業績や株価等に基づいた外形的・画一的な判断ではなく、非財務情報も踏まえた当該企業との取引関係や長期的な収益見通し等を勘案し、個別議案に対し賛否の決定を行っています。

【原則1－7】（関連当事者間の取引）
・当社は、当社と役員や主要株主等との間の競業取引および利益相反取引については、取締役会での審議・決議を要することとしています。
・また、年に一回関連当事者間の取引について調査を実施し、重要事案が発生した場合は取締役会へ報告することとなっています。

【原則3－1】（情報開示の充実）
（1）
・当社は企業理念・経営戦略を公表しています。当社ホームページに掲載していますのでご参照ください。
（http://www.melco-hd.jp/ir/strategy/index.html）

（2）
・当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ホームページおよびコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。
（http://www.melco-hd.jp/ir/strategy/index.html）

（3）
・取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書および有価証券報告書にて開示しています。

（4）
・当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たす為には、取締役メンバーとして当社事業やその課題に精通する者が一定以上必要であると同時に、取締役会の高い独立性および客観性を担保する為には取締役メンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えています。
・こうした観点に基づき、当社の事業に精通する者を業務執行取締役候補者として指名し、多様な知見やバックグラウンドを有する候補者を社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針としています。
・また、当社は変化の激しい業界にある為、ことさら迅速な判断と行動力が要求されます。そのため取締役会の経営判断と行動の結果責任を明確化する目的で取締役の任期を1年としています。

（5）
・取締役候補者の選任理由は「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しています。
・また、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役会において個々の選任・指名 についての説明がなされています。

【補充原則4－1－1】（取締役会の役割・責務(1)）
・当社は、純粋持株会社体制を採用し、グループ経営の意思決定とグループ子会社の業務執行を分離しています。

・取締役会は法令および定款で取締役会における決定事項とすることが定められている事項およびこれに準じる重要事項等を決定し、これらに該当しないグループ子会社の業務執行に関する決定は、グループ子会社の経営陣に委任しています。

【原則４－８】（独立社外取締役の有効な活用）
・当社は、取締役6名のうち、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所が定める独立性基準を満たす社外取締役を2名選任しています。
・また、取締役の3分の1以上を社外取締役が構成しており、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行っています。

【原則４－９】（独立社外取締役の独立性判断基準および資質）
・独立性の判断につきましては、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断しています。

【補充原則４－１１－１】（取締役会の実効性確保のための前提条件）
・上記「【原則３－１】(４)に基づく開示」をご参照ください。

【補充原則４－１１－２】（取締役会の実効性確保のための前提条件）
・当社は、取締役候補者および取締役の重要な兼職の状況を、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しています。

【補充原則４－１１－３】（取締役会の実効性確保のための前提条件）
・取締役会の実効性評価につきましては、内部統制システムの評価と取締役の職務執行に関する調査を実施し、それらの結果を取締役に報告することとしています。

【補充原則４－１４－２】（取締役のトレーニング）
・新任の取締役・監査役には、就任の際に上場会社の役員として期待される役割・責務についての研修を実施しています。
・また、監査役は日本監査役協会の会員となり、監査役に期待される知識の習得および適切な更新に努めています。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
・当社は、株主との建設的な対話を促進し、これにより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことが当社の重要課題の一つであると考えています。
・このような考えに基づき、当社は以下のような施策を実施しています。

（１）
・当社は、IR担当取締役を選任し、当社の株主・投資家の皆様との対話の促進に向けた取り組みに関する総括業務を委任しています。

（２）
・当社は、IR担当取締役が法務、内部監査部門を管掌し、主要子会社の取締役を兼務することにより、グループおよび社内部署間の日常的な連携を図っています。

（３）
・当社は、株主総会における当社事業の十分な情報開示に加え、役員が直接株主と対話をする懇親会を株主総会後に開催し、株主の意見・懸念が直接役員にフィードバックされる仕組みを取り入れています。
・また、決算説明会、ビジネスレポートの作成・配布をそれぞれ年2回実施しています。

（４）
・当社は、IR取材等によって得られた、株主・投資家の皆様からの重要な意見・懸念については、経営陣幹部への報告を行っています。

（５）
・当社は、重要情報の適切な情報管理および適時開示をすることにより、株主・投資家の皆様への公平性の確保に努めています。

２．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社マキス	8,485,800	38.15
いちごトラスト	2,097,200	9.43
牧　誠	636,800	2.86
牧　寛之	617,500	2.77
牧　大介	617,500	2.77
株式会社名古屋銀行	501,665	2.25
公益財団法人メルコ学術振興財団	500,000	2.24
STATE STREET BANK AND TRUST CO MPANY 505103	375,566	1.68
THE BANK OF NEW YORK 133522	256,900	1.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	249,072	1.12

支配株主（親会社を除く）の有無	株式会社マキス

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、支配株主等との取引条件等につきましては、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定しており、現時点において、当社は少数株主の保護に対する方策を適切に履行しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
箕浦　啓進	他の会社の出身者											○
津坂　巖	公認会計士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
箕浦　啓進	○	株式会社ZIP-FM　顧問 株式会社中日新聞社 メルコホールディングス 独立役員	株式会社中日新聞社の要職を歴任し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有し、その豊富な経験や識見に基づき社外取締役としての職務を適切に遂行いただけることを期待したため
津坂　巖	○	公認会計士津坂巖事務所所長 メルコホールディングス 独立役員	公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、主に会計の観点から有益なアドバイスをいただけると期待したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と随時会合を持ち、意見を交換するとともに、会計監査人の業務遂行時に適宜立ち会うなど、会計監査人の業務遂行の適正性を確認している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上總　康行	学者													○
纐纈　満	他の会社の出身者													○
青山　高美	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上總　康行	○	京都大学　名誉教授 立命館アジア太平洋大学　客員教授 公益財団法人メルコ学術振興財団　代表理事 メルコホールディングス　独立役員	管理会計学に関する研究者としての高度な専門知識と豊富な経験に基づき、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、当社の経営に対する適切な監視・監督を行えるものと判断したため。
纐纈　満	○	名古屋市科学館　館長 日本碍子株式会社　顧問 メルコホールディングス　独立役員	日本碍子株式会社の取締役及び常勤監査役として培われた豊富な経験や識見に基づき一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、当社の経営に対する適切な監視・監督を行えるものと判断したため。
青山　高美	○		トヨタ自動車株式会社およびその企業集団においての知的財産に関する豊富な経験や識見

		名古屋市立大学理事 （非常勤） 名城大学法科大学院 非常勤講師 メルコホールディングス 独立役員	と、法科大学院教授としての高度な専門知識に基づき、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、当社の経営に対する適切な監視・監督を行えるものと判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬及び賞与は、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の範囲内で、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて代表取締役によって決定することにしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

・取締役の報酬及び賞与は、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の範囲内で、個々の取締役の職務と責任及び実績に応じて代表取締役によって決定することにしております。
・当社は、取締役及び監査役について社外役員を区別して、報酬等の総額および種類別の総額を開示しおります。

＜2015年3月期（2014年4月1日～2015年3月31日）の役員区分ごとの報酬の総額、報酬等の種類別の総額および対象等となる役員の員数＞

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	対象となる役員の員数
取締役（社外取締役を除く）	148百万円	97百万円	－	30百万円	21百万円	5人
監査役（社外監査役を除く）	13百万円	11百万円	－	－	1百万円	1人
社外役員	18百万円	16百万円	－	－	2百万円	4人

*上記は、第29期有価証券報告書（2015年6月15日提出）に記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会決議に基づく報酬限度額（年額）は、取締役3億円（2003年6月27日株主総会決議）、監査役50百万円（2003年6月27日株主総会決議）であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含みません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役につきましては、いずれも専従スタッフは置いておりませんが、取締役会、監査役会への出席や、グループ監査室を通じ適宜必要な情報を入手しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1)業務執行の体制について

当社は監査役会設置会社であり、会社の意思決定機関として、株主総会、取締役会を設置しております。また、経営の監視の仕組みとして、取締役会、監査役会、監査役連絡会に加え、専属スタッフからなる各機関から独立したグループ監査室を設置し、「内部監査規定」に基づく会計監査、業務監査及び内部統制監査を行っております。

(2)取締役会について

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む6名および社外監査役3名を含む4名で構成され、議長は代表取締役社長が務めております。毎月1回の定期開催を原則とし、業務執行に関する重要事項の審議、決定及び業務執行状況の監督を行っております。さらに、取締役会において、業務の効率性の確保の観点から、具体的な体制整備と業務執行を行なっております。また、内部統制の整備運用状況についてグループ監査室を組織し、監査役会や監査法人との連携により、財務報告の信頼性の確保や適切なコーポレート・ガバナンスの確保に務めております。

(3)内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部監査部門について代表取締役直轄の部門としてグループ監査室（3名）を設置しております。また、内部統制についてグループ監査室は監査役と連携をとりながら、法令遵守、内部統制の有効性等について監査を行い、取締役会に報告を行なっております。監査役は取締役会に出席し、業務執行状況について監査を行うほか、子会社の経営会議等重要な会議に出席し、監査役として監査が実質的に機能するよう体制整備を行なっております。

(4)会計監査の状況

当社は、監査法人東海会計社との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。監査役、監査室長は、会計監査人の往査の立会や監査講評会に出席し報告を受ける等、監査役・監査室長・会計監査人が連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員：塚本 憲司、後藤 久貴
所属する監査法人名
監査法人東海会計社
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名

(5)社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名です。

1.当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係
社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。
2.他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との人間関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
社外取締役及び社外監査役が他の会社等の役員若しくは使用人である、又は役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。
3.社外取締役が企業統治において果たす機能及び役割
高い独立性および専門的な知見に基づく、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っております。
4.社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割
高い独立性および専門的な知見に基づく、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の適法性を精査する機能及び役割を担っております。
5.当社からの独立性に関する基準又は方針の内容
社外取締役及び社外監査役は高い独立性及び専門的な知見に基づく、客観的かつ適切な監視、監督により、当社の企業統治の有効性を高めるため、東京証券取引所の定める独立役員の基準を満たしていること。
6.選任状況に関する考え方
当社の現在の社外取締役及び社外監査役は、高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十二分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。
7.社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
当社においては監査役4名のうち3名が社外監査役であり、監査役は会計監査人および内部監査担当と都度情報交換を実施しており、また、必要に応じて監査役への出席を求め相互の連携が図られております。また、内部監査担当は、共有すべき事項について相互に連携し、把握できるような関係にあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がコーポレート・ガバナンスの体制として採用している監査役会設置会社のもとでは、当社が置かれている経営環境や内部の状況について深い知見を有する取締役と経験豊富な監査役に加え、幅広い知識や専門性を有した社外取締役及び社外監査役によってガバナンスの枠組みが構成されているため、各役員が持つ個々の知識や経験が相互に作用し合いながら、意思決定のプロセスに関与することが可能となり、結果として、監査体制の充実が図られつつ、経営の迅速性、機動性も確保されているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年6月中旬までに開催できるよう努力しております
電磁的方法による議決権の行使	2004年3月期の株主総会より実施しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト向けの決算説明会のビデオを個人向けIRサイトや自社のホームページで開示しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び第2四半期決算の年2回定期的に実施しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、決算説明会ビデオ、ビジネスレポート、有価証券報告書、過去の株価推移ほか多数の資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	社長室にIR 担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ホームページにて方針を掲示。鉛フリー製品やRoHS指令対応製品の販売、ISO14001の取得など
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念にて「Fair&Open」を謳い、積極的な情報開示を行っていきます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）法令、定款を遵守し、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの確保、資産の保全という統制目的を達成するため、「経営理念」に基づいた「倫理規程」を定め、取締役自らによる率先垂範と役職員への周知徹底を図る。また、取締役会を通じ取締役の職務執行の監視をより一層強化する。

（2）法令等を遵守する公正で誠実な経営を実践することを目的として、取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役職員へのコンプライアンス意識の向上・啓発を行うとともに、体制の強化を図る。

（3）役職員は、「メルコグループコンプライアンスカード」を常時携帯し、常に自らの考えや行動を「メルコグループ行動10カ条」に照らしあわせることによって、自らのコンプライアンス意識の向上を図る。

（4）役職員が直接報告・相談できる「内部通報窓口」を設置し、企業活動においてリスクとなり得る事由の早期発見を図る。

（5）取締役社長直轄のグループ監査室を設置し、メルコグループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を取締役及び監査役に報告する。また、取締役は、担当部門の規程の整備・運用状況を把握し、役職員に対する教育等を行うよう努める。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役の職務の執行に係る情報は、「情報資産管理規程」等の社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。

（2）取締役及び監査役は、適時それらの情報を閲覧できるものとする。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）リスクを適切に認識し管理するための規程として「リスク管理規程」を制定し、経営方針の実現を阻害するすべての要因を可能な限り排除するために必要な活動を行う。

（2）危機的な事態発生に対して適切かつ迅速な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）定時取締役会を原則、月１回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、「取締役会規程」を制定し、取締役会の適切かつ円滑な運営を図ると共に、社外取締役の参加により経営の透明性と健全性の維持に努める。

（2）取締役の業務執行については、「組織管理規程」に定める組織機構に対し担当を定め、「職務権限表」「業務分掌規程」に従い責任と権限・命令系統を明らかにし、業務の組織的かつ能率的な執行を図る。

（3）年度計画を立案し、全社的な目標を設定するものとする。またメルコグループ各社の各部門は実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次管理を実施し、取締役会等にて適正な業績評価を行う。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

（1）当社経営理念等に基づいて制定した「メルコグループ行動10カ条」を子会社においても周知徹底させ、メルコグループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指します。

（2）子会社管理の「関係会社管理規程」及び「メルコグループ決裁権限規程」を定め、子会社の重要事項に関しては報告及び決議事項とすることにより、子会社経営の管理を行う。

（3）メルコグループ間での不適切な取引又は会計処理を防止するため、グループ監査室は定期的にメルコグループ各社の内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役連絡会に報告する体制を整える。

（4）役職員が直接報告・相談できる「内部通報窓口」をメルコグループ各社にも展開し、リスクとなり得る事由の早期発見を図る。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを認めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じ、補助者を置いて監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、人事考課については監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。

（2）監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及びグループ監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

8．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がそ

の職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、必要に応じて経営会議等重要な会議に出席することができる。

（2）監査役は職務の遂行に必要と判断した時は、前項に定めのない事項についても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告及び意見を求めることができる。

（3）メルコグループ各社の監査役は毎月1回を原則として監査役連絡会を開催し、メルコグループ各社の業務遂行状況及びコンプライアンスの状況について情報を共有し、意見を交換する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は倫理規程に規定しているとおり、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした対応を行い、反社会的勢力への利益供与は一切行わず、不当な要求に対して断固拒否することを基本方針としております。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社では、人事総務部が反社会的勢力排除に向けた対応の専門部署となっており、有事には、担当取締役への報告を行い、警察や顧問弁護士などの外部専門機関との緊密な連携・相談の上、速やかに組織としての対処ができる体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

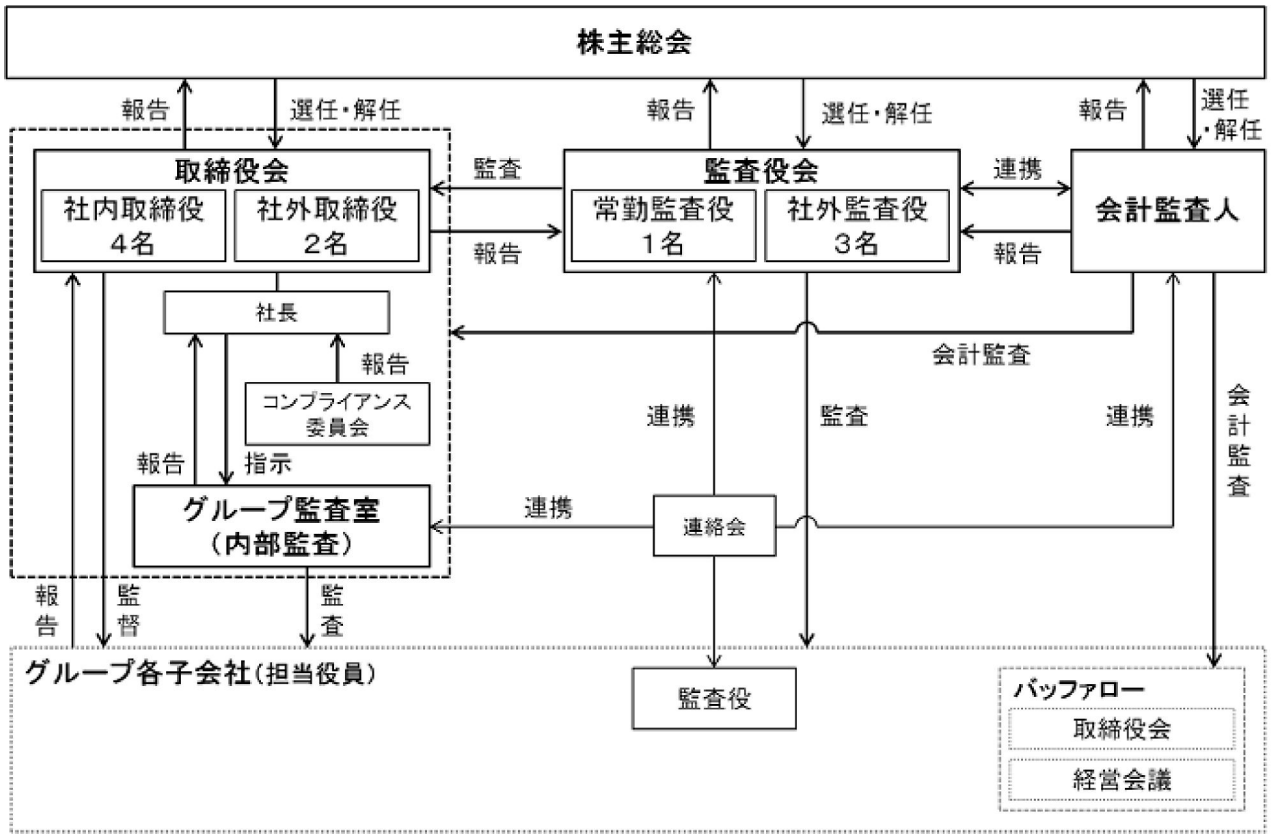

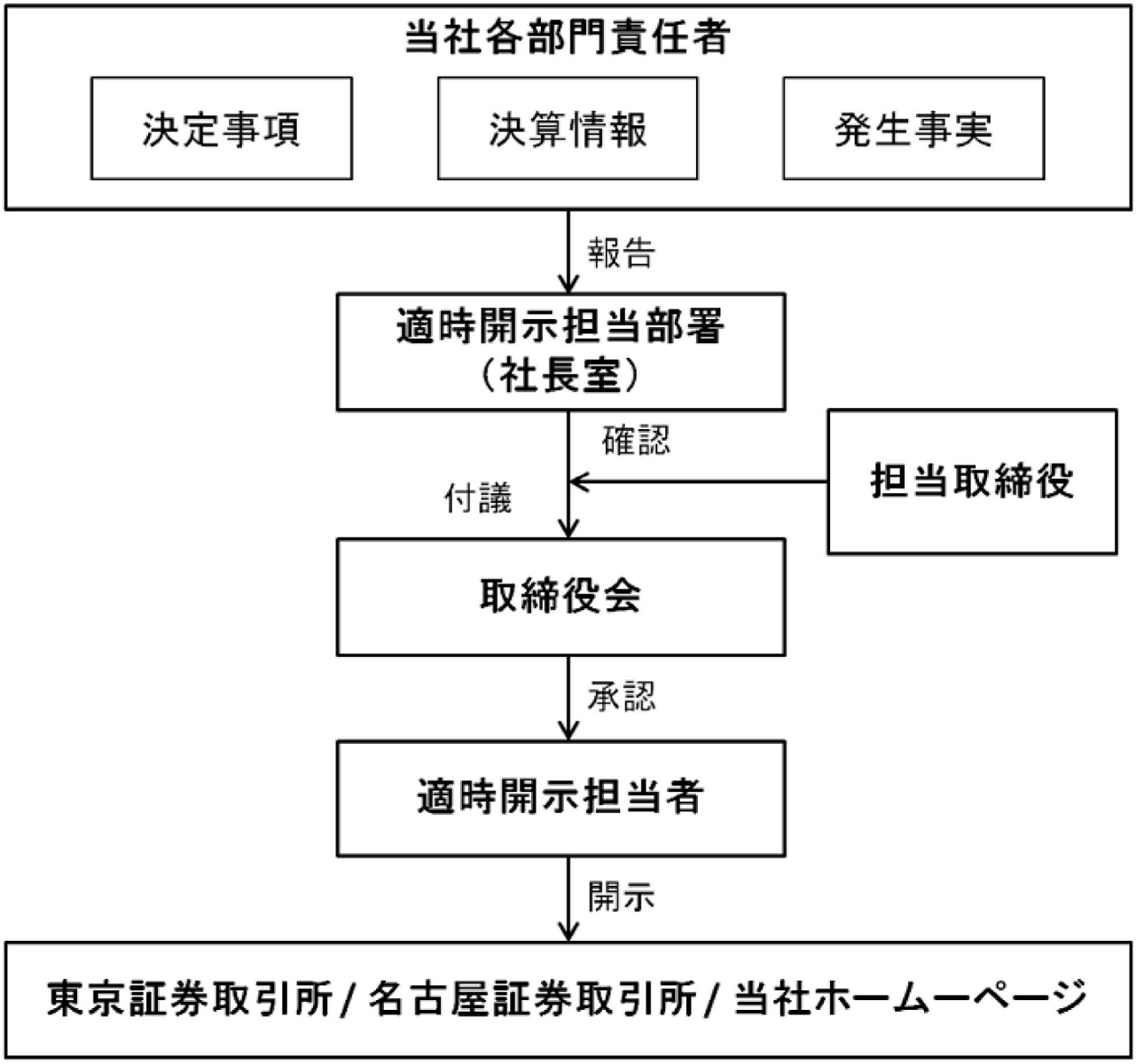
当社各部門責任者
決定事項
決算情報
発生事実
報告
適時開示担当部署
（社長室）
確認
付議
担当取締役
取締役会
承認
適時開示担当者
開示
東京証券取引所 / 名古屋証券取引所 / 当社ホームページ